

定 款

公益財団法人 熊平奨学文化財団

公益財団法人熊平奨学文化財団 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人熊平奨学文化財団と称する

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を広島市南区に置く。

(目的)

第3条 この法人は、次のことを目的とする。

- (1) 広島県内に居住する学生・生徒又は広島県出身の学生・生徒で学業優秀・品行方正
・身体強健でありながら経済的理由により就学が困難な者に対し、奨学援助を行う
ことによって、社会有用の人材を育成する。
- (2) 広島市内で文化活動を推進する団体に対し、支援を行うことによって、広島市の
文化発展に貢献する。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 次のいずれかに該当する学生・生徒に対する奨学金の給与
イ. 海外から広島県内の中学校,高等学校,大学又は大学院に留学する学生・生徒
ロ. 広島県内の大学又は大学院に就学する学生（留学生を除く）
ハ. 広島県の出身者で県外の大学又は大学院に就学する学生
- (2) 奨学金を受ける学生との交流
- (3) 広島市内で文化活動を推進する団体への寄付
- (4) その他、前条の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、広島県内において行うものとする。

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(規律)

第6条 この法人は、評議員会が別に定める倫理規程の理念と規範に則り、事業を公正かつ適正に運営し、第3条に掲げる目的の達成と社会的信用の維持・向上に努めるものとする。

第2章 財産及び会計

(財産の種別)

第7条 この法人の財産は、基本財産及び運用財産の2種類とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 公益法人への移行時の基本財産として、別表1で特定された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを決議した財産
- (4) 基本財産とされている株式に基づく新株の発行により取得した株式（株式配当により取得したものを除く。）

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第8条 基本財産についてこの法人は、適正な維持及び管理に努めるものとする。

2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、理事会及び評議員会において、議決に加わることのできる理事及び評議員の3分の2以上の議決を得なければならない。

(財産の管理・運用)

第9条 この法人の財産の管理・運用は、理事長が行うものとし、基本財産のうち、現金は、確実な金融機関に預け入れ、信託会社に託し、又は国債、公債その他確実な有価証券に換えて保管しなければならない。

(経費の支弁)

第10条 この法人の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第 11 条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでのあいだ備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

3 第 1 項の事業計画書及び収支予算書等については、毎事業年度開始までに行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第 12 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 6 号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書

(6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに定款も事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 役員等名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

- 3 前2各号の書類等については、毎事業年度終了後3ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。
- 4 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第2項第4号の書類に記載するものとする。

第3章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

(評議員)

第13条 この法人に評議員3名以上25名以内を置く。

2 評議員のうち、1名を評議員会会長とし、1名を評議員会副会長とする。

(選任等)

第14条 評議員の選任及び解任は、評議員会の決議により行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について次のイからヘに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ その評議員及び配偶者又は3親等内の親族

ロ その評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ その評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、その評議員から受ける金銭そのた財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分に1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 他の同一団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのある

ものにあっては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を

除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人 通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する
大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人又は認可法人

3 評議員会会长及び評議員会副会長は、評議員会において選任する。

4 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

5 評議員に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅延
なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

（権限）

第15条 評議員は、評議員会を構成し、第18条第2項に規定する事項を決議する。

（任期）

第16条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 評議員は、辞任又は任期満了後においても、第13条に定める定員に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでは、なお評議員としての権利義務を有する。

3 補欠により選任された評議員の任期は、その前任者の残任期間とする。

(報酬等)

第 17 条 評議員は無報酬とする。

- 2 評議員には、この法人の職務のため会合に出席したときに費用弁償を支給する。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程による。

第 2 節 評議員会

(設置及び権限)

第 18 条 評議員会は、すべての評議員をもって組織する。

- 2 評議員会は、次の事項を決議する。
 - (1) 役員の選任及び解任
 - (2) 役員等の報酬並びに費用の額の決定及びその規程
 - (3) 定款の変更
 - (4) 各事業年度の事業計画及び予算の承認
 - (5) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
 - (6) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
 - (7) 公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
 - (8) 合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止
 - (9) 前各号に定めるもののほか、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に規程する事項及びこの定款に定める事項
- 3 前項の規定にかかわらず、個々の評議員会においては、第 21 条第 1 項の書面に記載した評議員会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

(種類及び開催)

第 19 条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の 2 種とする。

- 2 定時評議員会は、毎事業年度 2 回開催する。内 1 回は毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催する。
- 3 臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも開催することが出来る。

(招集)

第 20 条 評議員会は、理事会の決議に基づき、理事長が、招集する。

- 2 前項の規定にかかわらず、評議員は理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 前項による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。
- 4 第 2 項の請求をした評議員は、次の場合には、裁判所の許可を得て、評議員会を招集することができる。
 - (1) 請求後遅滞なく召集の手続きが行われない場合
 - (2) 請求があった日から 6 週間以内の日を評議員会の日とする召集の通知が発せられない場合

(招集の通知)

第 21 条 理事長（前条第 4 項により評議員が評議員会の招集を行う場合にあっては、当該評議員。以下の事項において同じ）は、評議員会の開催日の 1 週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した文面をもって通知を発しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、召集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第 22 条 評議員会の議長は、評議員会会長がこれに当たる。なお、評議員会会長が不在のときは、評議員会副会長が代行する。

(定足数)

第 23 条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第 24 条 評議員会の議事は、決議に加わることのできる評議員の過半数が出席し、出席した

評議員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の採決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は、評議員として決議に加わることができない。

(決議の省略)

第 25 条 理事が、評議員会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決にくわわることのできる評議員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 26 条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面により同意の意思表示したときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 27 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び評議員会に出席した評議員の中から議事録署名人を 2 名選任し、押印するものとする。

(評議員会運営規則)

第 28 条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会運営規則による。

第 4 章 役 員 等 及 び 理 事 会

第 1 節 役員会等

(種類及び定数)

第 29 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3 名以上 9 名以内

(2) 監事 2 名

2 理事のうち、1 名を理事長、1 名を副理事長とする。

3 前項の理事長をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、前項の副理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の業務執行理事とする。

(選任等)

第30条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事会において選任する。

3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

4 理事を選任する場合は、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各理事について、次のイからヘに該当する理事の合計数が理事の総数の3分に1を超えないものであること。

イ 当該理事及び配偶者又は三親等内の親族

ロ 当該理事と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該理事の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該理事から受ける金銭その他財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の三親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人又はこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。）

の次のイからニに該当する理事の合計数が理事の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者。

二 次に掲げる団体においてその職員（国會議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

- ① 国の機関
- ② 地方公共団体
- ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
- ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学協同利用機関法人
- ⑤ 地方独立行政法人法第1項に規定する地方独立行政法人
- ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

5 前項の規定は、監事について準用する。

（理事の職務・権限）

第31条 理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところにより、この法人の業務執行の決定に参画する。

- 2 理事長は、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その業務執行に係る職務を代行する。
- 4 理事長、副理事長は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務・権限）

第32条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) この法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類

及び事業報告等を監査すること。

- (3) 理事会、評議員会に出席し、意見を述べつこと。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを評議員会及び理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が評議員に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令もしくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害を生ずる恐れがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任期)

- 第 33 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 役員は、第 29 条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、役員としての権利義務を有する。
- 4 補欠により選任された理事・監事の任期は、その前任者の残任期間とする。

(解任)

第 34 条 役員が次のいずれかに該当するときは、評議員の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、決議に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上の決議に基づいて行わなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又これに堪えないと認められるとき。

(報酬等)

第 35 条 役員は無報酬とする。

- 2 役員には、この法人の職務のため会合に出席したときに費用弁償を支給する。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程による。

(取引の制限)

第 36 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
 - (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。
 - 3 前 2 項の取扱いについては、理事会において別に定める理事会運営規則によるものとする。

(責任の免除)

第 37 条 この法人は、役員の一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第 198 条において準用される第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合

には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第2節 理事会

(設置)

第38条 この法人に理事会を設置する。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第39条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 評議員会の日時および場所並びに目的である事項等の決定
 - (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
 - (3) 前各号に定めるもののほか、事業計画、収支予算、事業報告、決算等この法人の業務執行の決定
 - (4) 理事の職務の執行の監督
 - (5) 理事長及び副理事長の選定及び解職
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) その他、この法人の運営の根本若しくは基本方針にかかわること

(種類及び開催)

第40条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、毎事業年度2回開催する。
- 3 次の各号の一に該当する場合は、臨時理事会を開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき
- (4) 第 32 条第 5 号の規定により、監事から召集の請求があったとき、又は監事が召集したとき

(招集)

第 41 条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第 3 項第 3 号により理事が招集する場合及び前条第 3 項第 4 号後段により監事が招集する場合を除く。

- 2 理事長は、前条第 3 項第 2 号又は第 4 号前段に該当する場合は、その請求があった日から 2 週間以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集する時は、核役員に対して会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、各役員に対して開催日の 1 週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第 42 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第 43 条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第 44 条 理事会の決議は、この定款の別段の定めがあるもののほか、決議に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは 議長の裁決するところによる。

- 2 前項前段の場合において、議長は、理事会の決議に、理事として決議に加わることはできない。

(決議の省略)

第 45 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることのできる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りでない。

(報告の省略)

第 46 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第 31 条第 4 項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第 47 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事長および監事はこれに署名・押印しなければならない。

2 第 45 条より理事会を開催せず提案の可決決議がなされた場合は、議事録にかわる書類を保存するものとする。

(理事会運営規則)

第 48 条 理事会の運営に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

第 5 章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第 49 条 この定款は、評議員会において、決議に加わることのできる評議員の三分の二以上の決議を経て変更することができる。ただし、第 3 条に規定する目的、第 4 条に規定する事業並びに第 14 条第 1 項に規定する評議員の選任並びに解任の方法及び第 52 条に規定する公益目的取得財産残額の贈与を除く。

2 前項にかかわらず、評議員の全員が賛成するときは、第 3 条に規定する目的、第 4 条に規定する事業並びに第 14 条第 1 項に規定する評議員の選任並びに解任の方法について、変更することができる。

3 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）

第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に係る定款の変更（認定法施行規則第 7 条に定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、その事項の変更につき、行政庁の認定を受けなければならない。

（合併等）

第 50 条 この法人は、評議員会において、決議に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上の議決により、他の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

2 前項の行為をしようとするときは、予めその旨を行政庁に届出なければならない。

（解散）

第 51 条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に規定する事由により解散する。

（公益目的財産残額の贈与）

第 52 条 この法人が、公益認定の取消し処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）において、認定法第 30 条第 2 項に規定する公益目的財産残額があるときは、これに相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 ヶ月以内に、評議員会の決議により類似の事業を目的とする他の財団法人、国若しくは地方公共団体又は同法第 5 条 17 条に掲げる法人であって、租税特別措置法第 40 条第 1 項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

（残余財産の処分）

第 53 条 この法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、評議員会の決議により類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は公益認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人に該当する法人に贈与するものとする。

第6章 選考委員会

(選考委員)

第54条 この法人には、第4条第1号の事業の対象となる者を選考するため、奨学生選考委員会を設置する。

- 2 選考委員は無報酬とする。
- 3 選考委員は、学識経験者のうちから、理事会が選任し、理事長が委嘱する。
- 4 選考委員は、5名以内とする。
- 5 選考委員の任務、構成並びに運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める選考委員会規程による。
- 6 選考委員会の運営に当たっては、理事会の決議により別に定める選考委員会規程による。

第7章 事務局

(事務局)

第55条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長を置く。
- 3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により定める。

(備付け帳簿及び書類)

第56条 事務局には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 理事、監事及び評議員名簿
- (3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (4) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (5) 財産目録
- (6) 事業計画書及び収支予算書
- (7) 事業報告書及び計算書類等
- (8) 監査報告書

(9) 役員及び評議員の報酬等の規程

(10) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、第 57 条第 2 項に定める情報公開規程によるものとする。

第 8 章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第 57 条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により情報公開規程に定める。

(個人情報の保護)

第 58 条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により個人情報管理規程に定める。

(公告)

第 59 条 この法人の広告は、公益財団法人 公益法人協会の共同サイトを利用した電子公告による。(ULR <http://www.disclo-koeki.org/22a/01213/index.html>)

2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第 9 章 補 則

(委任)

第 60 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益財団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下

「整備法」という。)第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第5条の規定にかかわらず、当該解散の登記の日の前日を特例民法法人の事業年度の開始日とする。なお、公益法人移行の際の、特例民法法人の事業報告及び決算は、公益法人が引き継ぐものとする。

3 この法人の最初の評議員は、別表2のとおりとする。

4 この法人の登記日に就任する理事及び監事は、別表3のとおりとする。

別表1

移行時の基本財産（第7条関係）

財産種別	
定期預金	100,000,000円
株式	(株)クマヒラ・ホールディングス 2,975,518株

別表2

公益財団法人移行後最初の評議員

赤木蒸治	阿部秀造
伊藤學人	井原俊彦
今中亘	加計正弘
熊平雅人	熊平泰大
小泉隆司	坂本憲治
白井龍一郎	田中保昭
西川正洋	福永文顕
古田完	正岡吉則
松林清春	村上俊二
山中好文	

別表3

公益法人移行後最初の役員

理事長（代表理事）	橋 本 宗 利
副理事長（業務執行理事）	大 下 龍 介
理事	森 本 弘 道 渡 辺 博 之 上 田 潤 二 大 野 輝 夫 熊 平 明 宣
監事	藏 田 修 諫 訪 正 照

附 則（令和 5年 3月 14日）

1. 定款第59条の変更については、評議員会の決議があった日より施行する。
1. 別表1の訂正については、評議員会の決議があった日より施行する。

上記の定款は、当法人の定款に相違ありません。

令和 5年 7月 1日

公益財団法人熊平奨学文化財団
代表理事 橋 本 宗 利